事業所名	坂東市こども発達センター「にじ」	支援プログラム（放課後等デイサービス）	作成日	7 年	3 月	17 日

法人（事業所）理念	児童福祉法第六条の二の二、第4項の規定に基づき、利用者及びその保護者について、授業の終了後又は休業日に当事業所における放課後等デイサービスを供与することにより、当該利用者の福祉の増進を図ることを目的とします。		
支援方針	児童福祉法及び当該事業に関連する厚生労働省令を遵守し、利用者個々の状況及びニーズを的確に捉えるとともに、個別支援計画を作成し、適切な放課後等デイサービスの提供に努めます。		
営業時間	月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで ※ただし、下記は休業日とする。 国民の祝日に関する法律に規定する休日 １２月２９日から翌年１月３日まで	送迎実施の有無	なし
本人支援 健康・生活	お子様の発達段階を踏まえ、児童から青年期のそれぞれの時期に合わせた基本的な生活習慣の状況を把握し、将来、日常生活を円滑に営めるよう、ご家族と一緒に自立を目指します。また、ご家庭での対応方法をお伝えすることで、毎日の生活の中でも取り入れ、対応しやすくしていきます。公認心理師の助言を受けて、支援していきます。		
本人支援 運動・感覚	作業療法士の助言を受けて、動きやぎこちなさや集中力の弱さを感覚統合の視点を取り入れ、支援していきます。自分の身体の使い方を覚え、場に応じた感覚の調整や注意の向け方を育てていきます。		
本人支援 認知・行動	物事の理解を高めると共に、生活の中で困っている行動や児童から青年期のそれぞれの時期に合わせた自立に焦点をあて、より学習や生活しやすくなるために対応方法を具体的にお伝えしていきます。公認心理師等の助言を受けて、支援していきます。		
本人支援 言語 コミュニケーション	発語の意欲や人への関心を育てます。言葉やコミュニケーションの力を高められるよう、絵カードや教具を使ったやりとりを通して支援します。吃音への支援や構音訓練も必要に応じて行います。		
本人支援 人間関係 社会性	学習や集団活動等に意欲的に参加できるよう支援すると共に、他者との関わりの中で場に応じた適切な行動をとることができるよう支援します。		
家族支援	ご家族と一緒に来所して支援を見学していただくことで、お子様の発達や課題の共有を大事にしていきます。また、課題に対してご家庭での対応方法をお伝えし、経過を支援していきます。外部講師の指導を適宜入れ、ご家族が直接ご相談や助言を受けられる機会を設定しています。	移行支援	こども課や教育委員会との連携、地域小学校や特別支援学校との連携
地域支援・地域連携	相談支援事業所との連携、地域小学校や特別支援学校との連携 こども課や教育委員会との連携	職員の質の向上	外部講師によるスーパーバイズ、内部研修、外部研修、法定研修 職員カンファレンス
主な行事等	季節に合わせた教材を活用した療育、避難訓練		